

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員から、自己の意に反する不利益な処分を受けたとして不服申立てがあった場合には、これを審査し、この結果に基づきその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要があると認めるときには、任命権者に必要かつ適切な措置をさせるなど、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされています。

平成19年度における係属件数は次のとおりです。

第4-1表

区 分	件 数			
	知 事	教育委員会	警察本部長	合 計
前年度からの繰越し A	0	1	0	1
新規申立て B	0	1	0	1
年度中終了 C	0	0	0	0
次年度への繰越し (A+B-C)	0	2	0	2